

福祉新聞 2010 年（平成 22 年）11 月 1 日

<精神医療改革にも力点>

推進会議との合同チームも

一方、「就労（労働および雇用）」、「医療」、「障害児支援」の 3 テーマに関しては、一般雇用政策や一般医療制度などに関連するため、総合福祉法の守備範囲に収まるのかが課題となる。

このため、総合福祉部会だけでは検討を担えないとして、推進会議の構成員と部会の構成員による「合同作業チーム」も同日、発足。六つの部会作業チームと三つの合同作業チームが同時進行で始動したかっこうだ。合同作業チームについては推進会議の構成員が座長を務める。

合同作業チームの主な討事項としては、「就労」の分野で

福祉的就労する障害者への支援

職場における合理的配慮や必要な支援の整備

などが、

「障害児支援」の分野では

障害児や保護者への支援

児童福祉における障害児支援の位置付け

などが論点となる。

また「医療」分野では、推進会議が精神医療の改革に力を入れていることから

強制入院等の見直し

地域医療の充実と地域生活への移行

精神医療の一般医療体系への編入

などを検討。これらを 12 月にかけて集中して行った後、その他の医療分野を来年 1 月から 3 月にかけて検討することにした。

今後は、総合福祉部会の開催日に、部会全体会を行った後、同じ会場で「部会作業チーム」と「合同作業チーム」が開かれ、各チームで整理・検討されたことが推進会議や部会全体会で適宜報告され進行していく。

なお、同日の会合には、岡本充功・厚労政務官が出席。「透明性、公平性のある安定した制度設計という観点から検討してほしい」と語った。